〇総務省告示第二百四十九号

事 別 \mathcal{O} 項 五 表 無 書 第 線 \mathcal{O} 等 規 局 号 定 免 \mathcal{O} 各 に \mathcal{O} 許 欄 基 手 づ 第 続 \mathcal{O} き、 記 規 1 載 則 カ に 平 5 成 第 用 昭 三 和 1 8 + る ま + 年 で コ 総 五 K 別 年 務 省 電 表 無 告 第 波 線 監 示 第 号 局 理 \equiv 委 \mathcal{O} \mathcal{O} 三 員 目 百 会 第 的 五 + 規 コ 1] 六 則 及 K 号 び 第 第 +及 2 び 無 五. 号) 通 線 別 信 局 事 別 免 表 第二 項 許 表 第二 申 コ] 請 号 号 K 書 \mathcal{O} 等 兀 第 を 除 並 に 1 <_ 。 添 び カ 付 12 5 す 第 别 る を 表 5 定 無 第 ま で、 \emptyset 線 号 る 局

令和二年八月二十七日

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で 井 λ だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規

定

 \mathcal{O}

破

線

で

井

 λ

だ

部

分

 \mathcal{O}

よう

ĺ

改

 \Diamond

る。

改正後		改正前	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 [同左]	
項目	にした	項目	ローブ
_ [略]	[略]	_ [何左]	_[同左]
l則第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備	TDNRBS	第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備	TDNRBS
設備規則第49条の6の13に規定する基地局の無線設備	FDNRBS		
[略]	[略]	[何左]	[同左]
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する 1	BWA2FB	設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する E	BWA2FB
基地局の無線設備		基地局の無線設備	
則第49条の29の2に規定する基地局の無線設備	BWANRBS		
, [[略]	[略]	[[同左]	[同左]
.則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備の	LO5G	設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備の 1	LO5G
うち、ローカル5Gの無線局		うち、ローカル5Gの無線同	
設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備	FDNR		
[略]	[略]	[何左]	[同左]
則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動	BWAMTC	段備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動	BWAMTC
局の無線設備		一局の無線設備	
設備規則第49条の29の2に規定する陸上移動局の無線設備 1	BWANR		
[略]	[略]	[同左]	[同左]

備考 表中の []の記載は注記である。